

本科講座 7

仕訳（手形取引2）

ねらい 約束手形での裏書・割引について仕訳を覚える。

【裏書】

手形での取引について、学習しなければならないことが他にもあります。それは、「手形の裏書」と「手形の割引」というものです。まずは裏書から説明します。

裏書とは、支払い期日前に、商品代金の支払いとして他店に譲り渡すことをいいます。実務ではその際に、手形の裏面に必要な事項を記入して、記名・押印が必要になります。

「本科講座6」の下の図（手形見本）で説明しましょう。

表面では「神戸商店が大阪商事から1,000,000円分商品を購入して、支払代金として、約束手形を渡した。」と考えられます。この時点では神戸商店は、現金を支払っていません。手形の支払期日の8月30日に大阪商事が銀行へ手形を持っていけば、現金1,000,000円を引出すことができるのです。（神戸商店は8月30日に当座預金から1,000,000円引かれます）

しかし、期日（8月30日）が来る前に、大阪商事は、別の商品を京都商店から購入するためにどうしても、お金が必要になってきました。こういった場合に、この手形を支払い代金として京都商店へ渡すことが出来るのです。（実務では、手形の裏面に住所、会社名等を記入して、下段（被裏書人）京都商店と記入すればよいのです。）受取った京都商店は、期日の8月30日に銀行で1,000,000円受取れます。このように、手形の裏面に必要事項を記入して他人に渡すので裏書とよんでいます。この裏書では京都商店はこの手形を奈良商店へ裏書したことにしていますね。

裏書の仕訳はどのようになるのでしょうか？手形の裏書は、受け取った手形の譲渡と考えますので、全て受取手形勘定で処理を行います。

手形を裏書したときは

例1 大阪商店から商品10,000円を仕入れ、東京商店から受取っていた約束手形を裏書譲渡した。

（借方） 仕入 10,000 （貸方） 受取手形 10,000

手形を裏書されたときは

例2 神戸商店へ商品5,000円を販売し、福岡商店が振出した神戸商店宛の約束手形5,000円を裏書譲渡された。

（借方） 受取手形 5,000 （貸方） 売上 5,000

例外として、自分の振り出した約束手形が、裏書を経由して自分が受取る場合もあります。この場合のみ、支払手形勘定で仕訳します。

例3 札幌商店へ商品20,000円を販売し、支払は、以前当店が振り出した約束手形で受取った。

（借方） 支払手形 20,000 （貸方） 売上 20,000

【手形割引】

割引とは、支払期日に到来していない手形を銀行に買い取ってもらうことをいいます。

例えば、「今が6月3日だとして、大阪商事が持っていた手形1,000,000円の支払い期日が8月30日」としましょう。8月30日になって、銀行へ手形をもって行けば、1,000,000円引き出せますが、その間に大阪商事が社員の給料を支払うために現金が必要になりました。

こういった現金が必要な場合、手形を銀行で買い取ってもらうのです。1,000,000円の手形を割引料（利息分）を差し引いた金額を現金で受取れるのです。

割引の際に、割引した日から支払期日までの割引料という手数料が差し引かれます。割引料は、手形売却損勘定を使って仕訳を行います。

例4 約束手形10,000円を取引銀行で割引、割引料500円を差し引いた残額を現金で受取った。

（借方） 現金 9,500 （貸方） 受取手形 10,000
手形売却損 500

約束手形の仕訳（裏書）

原則：裏書の場合、約束手形は受取手形勘定

手形を裏書した

借方	貸方
相手勘定科目	受取手形

手形を裏書された

借方	貸方
受取手形	相手勘定科目

例外：自己振出手形を受取った時は、支払手形勘定で処理。

自己振出手形を受取

借方	貸方
支払手形	相手勘定科目

約束手形の仕訳（割引）

割引の場合、約束手形は全て受取手形勘定

手形割引を実行

借方	貸方
相手勘定科目 (現金・当座預金等)	受取手形
手形売却損	